

扶養認定 提出書類 一覧表

認定対象者 続柄	認定対象者 収入等	○印の書類（㊟はコピー）をご提出ください										
		被扶養者 異動届	現況書 兼 申立書	世帯全員の 住民票 ※1	所得/非課税 証明書	退職(喪失)証明書㊟ または 雇用保険離職票㊟	雇用保険受給 資格者証の 両面㊟	雇用契約書㊟ または 直近3か月分の 給与明細㊟	確定申告書 一式㊟ ※2	年金振込 通知書 ㊟	学生証㊟ または 在学証明書㊟	直近3か月分の 振込利用明細㊟ または 通帳㊟
配偶者 (内縁含む) 父母※3 祖父母 曾祖父母 兄弟姉妹	パート・アルバイト	○	○	○	○			○				別居の場合※5 ○
	自営業	○	○	○	○				○			
	不動産・利子・配当	○	○	○	○				○			
	年金(老齢・障害・遺族)	○	○	○	○					○		
	退職により無収入	○	○	○	○	○	○	※4				
	雇用保険受給終了後も無収入	○	○	○	○		○	○				
1年以上無収入	○	○	○	○								
子 孫 (養子含む)	出生 (母親が当組合の被扶養者)	○		○								
	出生 (母親が他健保の被保険者)	○	○	○								
	0歳(出生以外)～中学生	○	○	○								
	高校生	○	○	○						○		
	大学生・専門学生	○	○	○	○					○	○	
	上記以外	○	○	○	○	配偶者等と同じ						別居の場合※5 ○
外国籍の方		外国人登録証㊟ + 上記の該当書類										
障害をお持ちの方		身体障害者手帳㊟ + 上記の該当書類										

※1：住民票の必要項目は「続柄」「世帯主」「在留事項（外国籍の場合）」です。不要項目は「本籍」「筆頭者」「マイナンバー」です。

※2：確定申告書一式㊟とは、税務署に提出したすべての書類のコピーを指します。

※3：養父母の扶養は「同居」に限り認定対象となります。

※4：雇用保険(失業給付)の日額が分かり次第ご提出ください。雇用保険を受給しない場合は提出不要ですが、理由を現況書に記入してください。受給延長する場合は代わりに「雇用保険延長通知書㊟」をご提出ください。

※5：「別居」とは住民票を分けて別世帯になっている状況を指します。

【ご注意ください】・公的書類は発行から3か月以内のものをご提出ください。・上記以外の書類をご提出いただく場合があります。・必要書類をすべてご提出いただいた後の認定審査となります。

・必要書類をご提出いただいても状況によって認定できない場合があります。・ご提出いただいた書類は不認定の場合でも原則として返却できません。